長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年6月2日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国 民健康保険税の減免を実施するため、所要の改正を行うもの。 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。 附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民 健康保険税の減免)

- 19 国民健康保険の被保険者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 21条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の 規定を適用する。
 - (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の 2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス 感染症」という。)により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として 維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる場合
- 20 前項の場合における第21条の3第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は、令和2年2月1日から適用する。